

第4回 工業用水道事業のあり方検討会

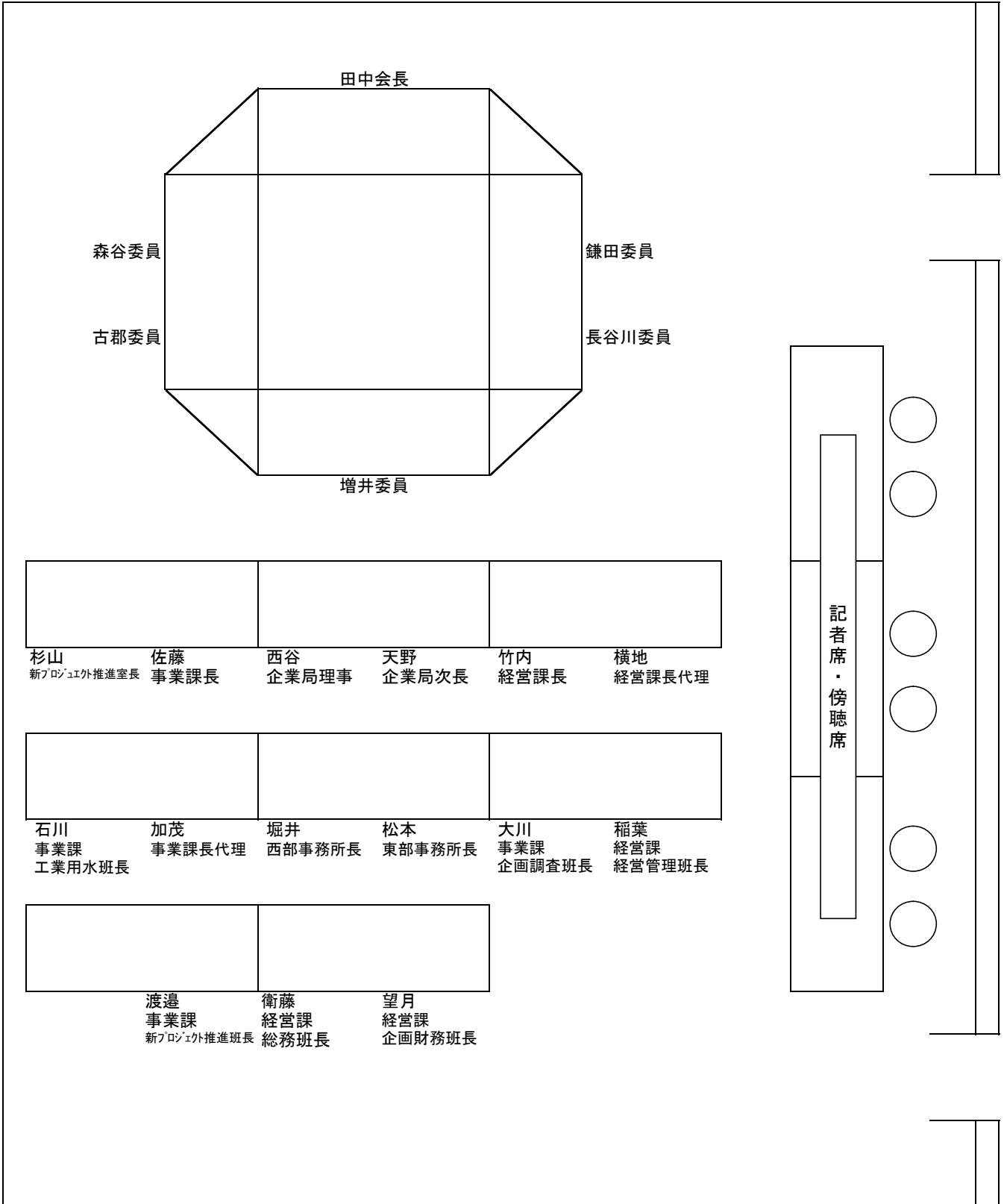
日時 平成27年11月30日(月)
午後1時30分～
会場 静岡県庁別館9階
第2特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 国庫補助制度と企業債繰上償還
 - (2) 内陸部への企業立地と工業用水道供給体制
- 3 工業用水道事業のあり方検討会提言書(案)について
- 4 閉 会

第4回工業用水道事業のあり方検討会 座席表

(別館9階 第2特別会議室)



第4回 工業用水道事業のあり方検討会
出席者名簿

< 委員 >

氏名	役職等	備考
鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 准教授	
○田中 啓	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授	
長谷川 卓	静岡県経済産業部 商工業局 企業立地推進課長	
林 孝久	日本軽金属株式会社 化成品事業部管理部長 (元 清水工場工場長)	欠席
古郡 英治	富士商工会議所 専務理事	
森谷 浩行	静岡県くらし・環境部 環境局 水利用課長	
増井 浩二	静岡県企業局長	

※敬称略・五十音順（静岡県企業局長以外）

※○印…会長（H27.3.26就任）

< 事務局職員 >

職名	氏名
企業局次長	天野 朗彦
企業局理事	西谷 誠
経営課長	竹内 徹
事業課長	佐藤 勝彦
新プロジェクト推進室長	杉山 隆通
東部事務所長	松本 忠智
西部事務所長	堀井 満芳
経営課長代理	横地 眞澄
事業課長代理	加茂 勝久
経営課総務班長	衛藤 元英
経営課企画財務班長	望月 秀樹
経営課経営管理班長	稲葉 正治
事業課企画調査班長	大川 五朗
事業課工業用水班長	石川 和豊
事業課新プロジェクト推進班長	渡邊 光喜

平成 27 年 11 月 30 日
静 岡 県 企 業 局

第 4 回 工業用水道事業のあり方検討会

(資 料)

	頁
1 国庫補助制度と企業債繰上償還	…… 1
2 内陸部への企業立地と工業用水道供給体制	…… 5

国庫補助制度と企業債繰上償還

1 これまでの取組

(1) 国庫補助

- 工業用水道事業の給水収益が減少傾向にある中、国庫補助金(補助率 22.5%)は施設整備の貴重な財源となっている。
- これまで国庫補助の採択要件は、「工期が 10 年以下」かつ「総事業費が 20 億円以上」の改築事業に限定されてきた。この採択基準に満たない小規模な事業については国庫補助対象とならず、その財源は企業債と自己資金を充当してきた。このため、現在、工業用水道整備事業のうち、国庫補助事業は、継続事業として採択された静清工水の管路更新事業のみである。
- 老朽管路の更新や耐震化事業は、小規模改築事業として実施されることも多く、国に対して、こうした小規模改築事業についても所要の財源措置を求めてきた。平成 24 年度末と平成 25 年度末に、国の経済対策の一環として、小規模改築事業についても補助対象とする「緊急更新・耐震化事業」、「強靱化事業」が補正予算で措置されたが、恒久的な事業としては位置づけられていない。
- こうした中、平成 26 年 5 月に開催された国の産業構造審議会工業用水道政策小委員会では「既に大規模な産業基盤整備が必要な時代は終焉しており、補助制度の採択要件を変える必要がある」として、補助金の規模要件の廃止の方向を打ち出した。これを受け、経済産業省は、平成 28 年度概算要求において、規模要件を廃止し、単年度ごとに「更新・耐震化計画の策定」や「経営改善の取組」などの項目を総合的に評価した上で補助対象を選定する制度改正を要求している。

(2) 企業債の繰上償還

- 工業用水道整備事業の財源として、国庫補助のほかに企業債を充当している。本県では、減価償却期間が概ね 30 年を超える施設の更新事業に企業債を充当しており、平成 26 年度末の企業債残高は、106 億 4,392 万円である。
- 企業債に係る支払利息の負担は、固定経費として経営に大きな影響がある。現在の企業債の借入利率は 1.20%だが、過去に借り入れた中には高利率のものもあり、繰上償還により支払利息の負担を軽減していく必要がある。
- しかし、公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構)の繰上償還には、制度上、将来利子相当の補償金の支払いが必要とされているため、これまで全国の地方公営企業管理者とともに、補償金免除の繰上償還を国に要望してきた。

○その結果、国は、平成 19 年度及び平成 22 年度に補償金免除の繰上償還を認める措置をとり、本県では財政状況の要件を満たした 6 %以上の企業債について計 5 億 4,520 万円（元金）の繰上償還を実施し、1 億 610 万円の利息軽減となった。なお、5 %以上の企業債については、要件を満たしていないため、繰上償還が認められなかった。

○そのため、現在、最高 5.65%の高利率の企業債の償還が残っており、補償金免除の繰上償還の実施と要件の緩和を国に対して強く要望している。

<公的資金の補償金免除の繰上げ償還の状況> (単位：千円)

年 度	繰上償還額 (元金)	軽減利息	繰上償還の対象	償還時期
19 年度	162,863	19,928	7 %以上	平成 20 年 3 月
22 年度	382,342	86,230	6 %以上	平成 22、23 年度
計	545,205	106,158		

(3) 割賦負担金の繰上償還

○湖西工業用水道では、水源である豊川用水施設を維持管理する（独）水資源機構に対し、豊川用水施設緊急改築事業割賦負担金の繰上償還を、愛知県とともに強く要望してきた。

○その結果、平成 27 年 9 月に繰上償還が一部受け入れられ、7,140 万円（元金・消費税込）を繰上償還し、740 万円の利子負担が軽減された。

<豊川用水緊急改築割賦負担金の繰上償還（平成 27 年 9 月末）> (単位：千円・税込)

区 分	繰上償還要望額	繰上償還額及び軽減利息	未償還残高
未償還残高	125,552	71,400	54,152
将来利息	13,028	7,409	5,619

2 課 題

(1) 国庫補助

- 国は、現行制度の規模要件を廃止し、総合的な評価の上、補助採択を決定する方向性を示しているが、継続事業を除いては、単年度ごとの補助とする考えである。
- 更新事業は通常、複数年度に亘ることから、単年度ごとの事業採択では収入見込みが不確実となり、事業の計画的な執行を確保できない恐れがある。
- また、国の産業構造審議会工業用水道政策小委員会では、「補助金制度の見直し」について、事業規模による要件の廃止のほか、中長期的には、「例えば、産業競争力の強化(マザー工場等研究と製造の施設が併設されている工場など)や地域経済振興への貢献(産業クラスターの中核団地形成など)といった近年の産業政策に合わせた採択要件への変更」の検討が提言されている。
- しかし、経済産業省の平成 28 年度の概算要求には、「産業競争力の強化」や「地域経済振興への貢献」といった観点からの制度変更は、未だ盛り込まれていない。
- 「4 事業別の健全経営」で指摘しているように、いまや高度成長期のように大量の産業用の水が右肩上がりで必要とされる時代ではない。産業振興・経済の活力維持等の観点から、国庫補助制度についても一層の充実が求められる。

(2) 企業債の繰上償還

- ユーザー企業からも、高利率の支払利息の軽減を強く求められる中、現在の金利水準からしても、なお高いといわざるを得ない3%以上の企業債についても、補償金免除の繰上償還の実施が大きな課題となっている。

<企業債未償還残高(平成 26 年度末)>

(単位:千円)

区 分	未償還残高計	うち3%以上	備 考
未償還残高	10,643,923	2,797,284	最高利率 5.65% (H3 年債)
将来利息	1,609,895	364,177	

(3) 割賦負担金の繰上償還

- 豊川用水施設にかかる緊急改築事業の割賦負担金については、未償還残高が平成 27 年 9 月末で 5,415 万円(元金・消費税込)あり、ユーザー企業の負担を少しでも軽減するために、残る負担金全額を繰上償還できるよう、(独)水資源機構に求めていく必要がある。

3 今後の対応（取組の方向性）

(1) 国庫補助

- 国の平成 28 年度予算の編成状況を注視しながら、全国の地方公営企業管理者等と連携して、国庫補助制度の一層の充実を求め、国等に対して政策提案を行っていく。
- 具体的には、産業立地加速のための補助制度の創設、大規模更新に備えた複数年に亘る計画的な事業への補助制度の存続（緊急更新・耐震化事業（平成 24 年度補正事業）、工業用水道強靱化事業（平成 25 年度補正事業））、小規模な改築事業や耐震化事業への補助・交付金制度の拡充などを求めている。
- 工業用水道事業が持つ地域経済の発展や雇用の確保といった重要な公共的役割に鑑み、国の繰出基準の見直しなどと併せ、国庫補助制度についても、地域経済にその効果がより有効に還元できる制度改正を国等に提案していく。

(2) 企業債の繰上償還

- 補償金免除繰上償還は、地方公営企業にとって資本費を減少させ、経営改善に資する制度である。
- 確かに民間の金融業界においては、繰上償還に当たり本来支払うべき利息相当分の負担を求めており、企業債について、それを免除することは、国による特別の措置と考えなければならない。
- しかしながら、地方公営企業の徹底した経営改善を前提としつつ、工業用水道事業を取り巻く大きな環境の変化や構造的な問題、過去の経緯等を踏まえ、今後とも負担軽減の枠組みについて、国に検討を求めている。

(3) 割賦負担金の繰上償還

- 湖西工業用水道については、平成 27 年 7 月の料金改定後も、引き続き愛知県と連携し、(独)水資源機構に対して、割賦負担金の未償還分について繰上償還を強く要望してきた。
- その結果、平成 27 年 11 月 9 日付で(独)水資源機構より、平成 28 年度以降の未償還分全額の繰上償還の実施について通知があり、割賦負担金残高 4,299 万円（元金・消費税込）を繰上償還し、354 万円の利子負担が軽減されることとなった。

<豊川用水緊急改築割賦負担金の繰上償還（平成 28 年度）> （単位：千円・税込）

区 分	未償還残高 (H27.9 末)	通常償還分 (H28.3)	繰上償還及び軽減利息 (H28.9)
未償還残高	54,142	11,166	42,986
将来利息	5,619	2,075	3,544

内陸部への企業立地と工業用水道供給体制

1 これまでの取組

- 工業用水の供給は、標高の高い地点で取水した水を、標高の低い地点にあるユーザー企業に、自然流下で送ることを原則としており、本県の工業用水道においても、基本的に、管路網は標高の高い地点から低い地点に向けて広がっている。
- 新東名高速道路や中部横断自動車道路など大規模な道路インフラの整備や、県が「静岡県総合計画」の「後期アクションプラン」（計画期間：平成26～29年度）で重点施策として掲げる「内陸のフロンティア」を拓く取組などにより、内陸部に新たな工業用地の開発や企業立地の動きがあり、市町や企業から工業用水の供給が可能であるかという問い合わせもある。
- 工業用水道事業の経営環境が年々厳しさを増す中、その収益性を高め、ユーザー企業の負担軽減を図っていくためにも、進出企業を新規顧客として獲得し、給水収益を増加させていくことが求められている。
- 内陸部に整備された工業団地への工業用水の供給に関しては、浜松市の都田テクノポリスの例がある。都田テクノポリスへの工業用水の供給に当たり、平成元年度に浜松市長、企業局長及び静岡県商工部長が「西遠広域都市計画事業都田土地区画整理事業と静岡県西遠工業用水道事業に関する協定書」を締結した。
- 協定書は、企業局が受電設備等の既存能力分を負担し、浜松市が都田テクノポリス用に増設が必要な工業用水道施設の建設費用を負担するものとされた。これにより、都田テクノポリス内へ新たに進出する企業と西遠工業用水道の既存企業との間で一律料金が保たれることとなった。

2 課題

（内陸部への進出企業への工業用水道供給の課題）

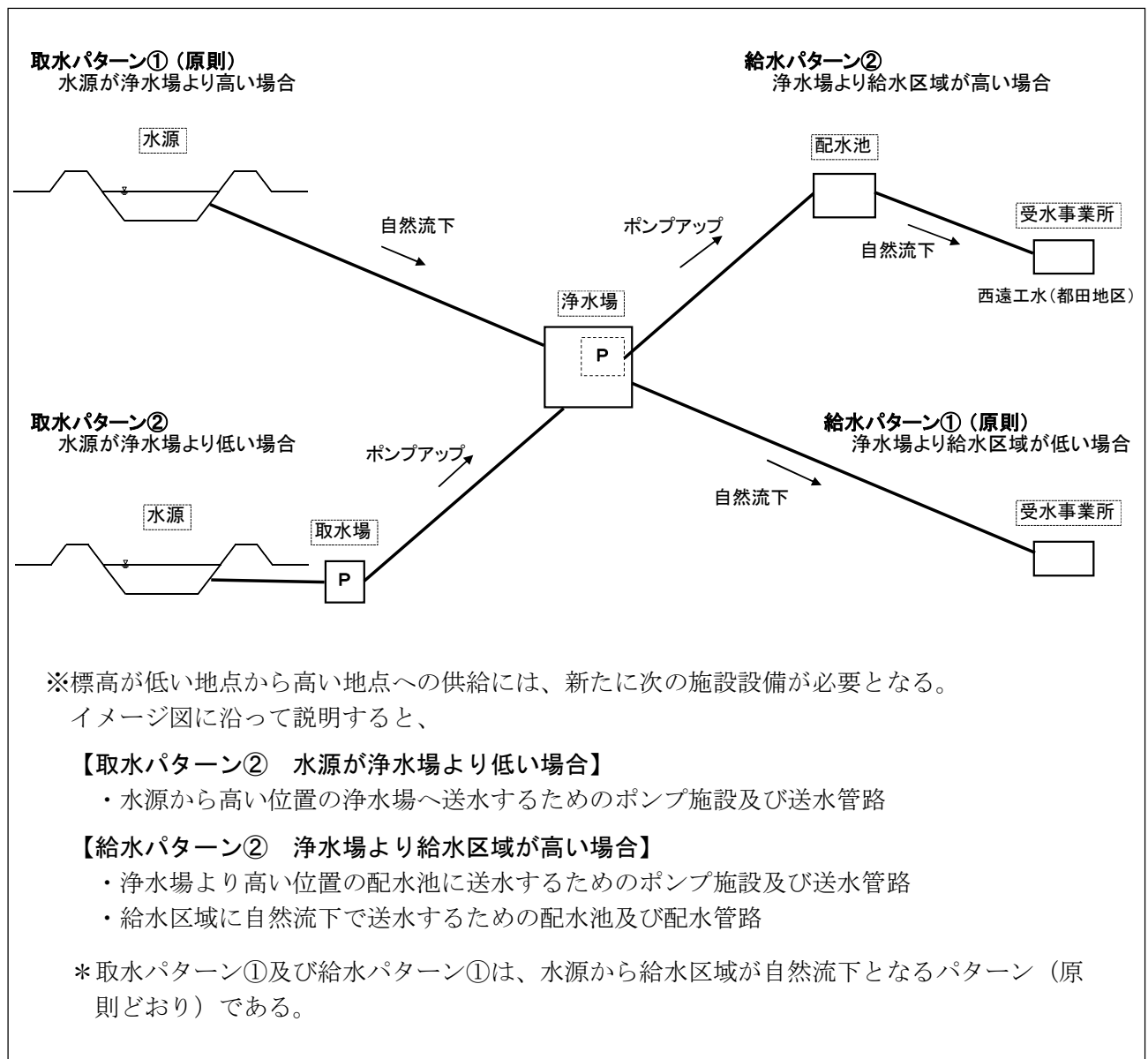
- 自然流下を原則とする工業用水道においては、内陸部に管路網が常に整備されているわけではない。新たにポンプアップなどを必要とする地域に工業用水を供給しようとするれば、その施設・設備費用は、ユーザー企業への負担となる。
- その負担が新たに進出する企業にとどまらず、既存ユーザーにも及ぶ場合には、採算性の検証はもちろん、既存ユーザーの理解を得る必要がある。
- また、管路網が整備されていたとしても、進出企業の新規需要に対する供給能力が十分に確保されているかの検証が必要となる。
- 供給能力を超える場合には、ポンプの増設など新たな設備投資が必要となることも考えられ、この場合にも、採算性の検証とユーザーの理解が欠かせない。

(内陸部への新たな工業団地への工業用水道供給の課題)

○内陸部に新たな工業団地が造成される場合、進出企業が事前に決定していない限り、工業用水の需要を見極め、それに見合った施設設備の投資を行うことは非常に難しい。

○最終的に、想定された水需要が確保されなかった場合、そのリスクを誰が負うのかという問題に直面する。

<イメージ図>



3 今後の対応（取組の方向性）

（「採算性」確保の観点から）

- 工業用水道の供給エリアを新規進出企業と既存ユーザー企業とで区分し、料金を別料金とすることも理論上は可能である。しかし、既存の浄水施設等を活かしつつ、新たな設備投資を必要とする新規供給エリアについては、相対的に投資規模が大きくなり、新規ユーザーの負担する料金は、それを反映して割高となることは避けられない。
- 一定規模の工業団地に用水型企业群がまとまって進出するような場合でなければ、個々の進出企業にとって、その負担は大きなものとなると思われる。
- 結局のところ、本課題の解決のキーポイントは、「採算性の確保」如何となる。
- 工業用水道事業が、法令上、独立採算制の下、受益者負担を原則として運営される以上、新たな設備投資がコスト的に採算に合うものでなければ実施できない。
- 内陸部の工業団地への工業用水道の供給に当たっては、浜松市の都田テクノポリスなど過去の整備事例を参考に、関係機関との協議の場を設け、その着実な整備と企業負担等との最適化を求めていく必要がある。

（産業振興や地域経済の活力維持の観点から）

- 前述（「国庫補助制度と企業債繰上償還」）のように、現在、国の産業構造審議会工業用水道政策小委員会において、「補助金制度の見直し」の方向性が議論されている。その中で、「(中長期的には) 産業競争力の強化や地域経済振興への貢献といった近年の産業政策に合わせた採択要件への変更」の検討が提言されている。
- また、全国の工業用水道を取り巻く環境変化（工業用水需要の著しい減少等）を踏まえ、国の繰出基準の見直しなど、工業用水道の安定的な供給を確保するための新たな制度的枠組の構築を図っていく必要がある。
- 今後、産業振興や地域経済の活力維持といった新たな視点から、全国の地方公営企業管理者などとともに、国等に対して積極的に政策提案を行い、本課題解決に向けた具体的な働きかけを進めていく。

工業用水道事業のあり方検討会提言書（案）について

1 構成案

I 序言

- 「工業用水道事業のあり方検討会」設置の背景
(管路等の老朽化、耐震対策、全面的な更新時期の到来、用水型産業の生産縮小等に伴う水需要の減少など)
- 工業用水道事業が構造的に抱える課題(「経営改革」など8つのテーマ)の解決の方向性を探る

II 工業用水道事業の現状と課題

(1) 企業局の組織と所管事業の概要

- 工業用水道事業
- 水道事業
- 地域振興整備事業

(2) 工業用水道事業の経営状況と抱える課題

- 年々厳しさを増す経営環境
- 構造的課題へ取り組む必要

III 直面する具体的課題の整理

- 構造的課題として取り上げた8つのテーマについて、課題のポイントを整理

〈8つのテーマ〉

- 1 事業別の健全経営
- 2 契約水量と実使用水量の乖離
- 3 施設・管路の老朽化対策・耐震対策
- 4 国庫補助制度と企業債繰上償還
- 5 内陸部への企業立地と工業用水道供給体制
- 6 経営改革の取組
- 7 民間的経営手法の導入
- 8 新規需要開拓

IV 課題の解決に向けて

- 8つのテーマごとに提言を記載

V 終わりに

- 「工業用水道事業のあり方検討会」における議論を踏まえ、田中会長の総括意見

参考資料

- 1 付属資料（工業用水道全体概要、本文関連データ）
- 2 委員名簿
- 3 検討会の開催状況（開催日時、場所、検討項目の一覧）

2 今後のスケジュール

日程	内容	備考
H27. 12月中旬まで	提言書（案）を送付	各委員へ内容確認・修正等依頼
H28. 1月中旬まで	各委員からの修正意見等を反映	最終案を田中会長と協議
H28. 1月下旬	公表	田中会長から企業局長へ提言書手交